

東京財団「生命倫理の土台づくり」研究  
締めくくり公開研究会 2010年3月18日

**生命倫理の土台をつくる**  
～研究プロジェクトで行ってきたことと、  
その先の課題～

研究リーダー ぬで島次郎



# 生命倫理の土台をつくる～内容一覧

0. 【哲学的土台】～日本人固有の生命観、身体観はあるか
1. 【科学的土台】～生命科学研究の自由と制約の原理
2. 【医学的土台】～再生医療研究の「仕分け」
3. 【法的土台(1)】～親子を決める原理
4. 【法的土台(2)】～人の生命と身体の要素の地位を定める
5. 【社会的土台】～情報と議論の場のつくり方
  - ・「倫理サロン」の提案



## 0. 【哲学的土台】

### ■ 日本人固有の生命観、身体観はあるか

～宗教学者・島田裕巳との討議

- \* 生命の尊厳の基盤＝「仏性」＝日本的アニミズムの展開
- \* 日本は無宗教＝宗教の否定ではなく、特定の宗派に属さない  
～特定の原理や価値観で法を定め人の生活を律することをしない
- \* 神の視点からの「倫理」でなく、人間中心の「ころ」  
～「ころ」＝共同性を築く働きを体現する／「心」＝個人性
- \* 「からだ」については比較的関心が薄かった～日本人の思想は、ころがか  
らだに対し優位に立つ心身一元論＝肉体は独立の価値を持たない？  
～この日本の心身観は 先端医療と適合的か否か を論ずるべき



# 哲学的土台から社会的・法的土台へ

\* その場の当事者が「ころ」を一つにし納得するというのが、日本の社会規範の基本構造

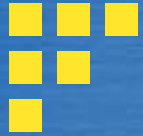
～(神の視座で)決められた筋道だった倫理を受入れる西洋の規範の構造とは、大きなずれがある。それを自覚して議論しないとイケない。

→ 個別当事者の「納得」と、社会全体の普遍的なルールの確立をどう結びつけるかが、日本で生命倫理を考える際の基本問題

\* 日本は、原理原則なしの法なき社会を理想とするか？

その都度の現実に合わせ規範も変えていく日本の体質と、法によるルールの明確化をどう両立させるかが課題





# 1.【科学的土台】

## 生命科学研究的自由と制約の原理

- \* 憲法の「学問の自由」の保障は、生命科学・医学の実験研究にどこまで適用されるか、という議論が必要
- \* 科学者同士および科学界と社会の間の相互批判の保障を、研究の自由の根拠として提示
- \* 政策理念として「有用性」に「科学的必要性と妥当性」を対置し、科学振興を技術開発振興から分離独立させることを、研究の自由だけでなく倫理的歯止めの基盤として提言



# 有用性と科学的必要性：違う次元の基準

\* **科学的必要性**＝ある現象を知り解明するために、何を行わなければならないか

\* **科学的妥当性**＝決められた科学的目標に達するのに適した実験デザインかどうか～方法論から、対象・素材の選定も含む

- **有用性＝技術的・経済的基準**

産業・医療応用に役に立たないか



- **科学的必要性**

その現象を知るために何をしなければならないか  
生きた動物や人を実験系にする必要があるか



## 2.【医学的土台】

### 生命科学から医学へ：再生医療研究の「仕分け」

～一線の研究者たちとの討議

\* 政策重点の見直し

ES細胞、iPS細胞偏重から、

体性幹細胞＋動物生体基盤による臓器構築へ(腎、肝)

胎児由来幹細胞の検討へ(神経)

↓ ↑

\* 倫理論議の見直し

由来源の倫理 → 産物自体の質の把握度



# 由来の倫理性だけで優劣をつけてよいか

## ■ 由来源の倫理性

胎児由来細胞 < ES細胞 < iPS細胞 < 体性幹細胞 (骨髄間葉系)

## ■ 産物の科学的知見の蓄積と品質保証 (生物学的実体と医学的安全性・有効性の把握)

胎児由来細胞 > ES細胞 > 骨髄間葉系幹細胞 > iPS細胞 ?

\* 少なくとも、由来源の倫理性が低いからといって、医科学的な実体の検証が厳しく問われないのはおかしい





## それは安全性の問題で、倫理の問題ではない？

- 生物学的解析と安全性のエビデンスの蓄積が十分でないものを人に試そうとすること自体が、研究倫理上の問題だと認識すべきである。

→科学的土台：科学的必要性和妥当性



### 3.【法的土台(1)】～親子を決める原理

#### ■ 生殖補助医療のもたらす問題

～有識者を交えての検討

\* 先端医療・研究一般がもたらす身体・生命の要素の操作とは次元が異なる問題を含むので、別個の検討が必要

～遺伝上／生物学上／社会的・法的「親」が分離しうる

＝誰が親になれるか、誰が親でないか

\* その最も先鋭的なケースとなる代理懐胎の問題を考える



# 代理懐胎に対する政策の選択肢の検討

- 法で禁止
- 法で容認
- 何もしない(現状の維持／容認)



それぞれのメリット、デメリットを検討し、禁止するにせよ容認するにせよ、それが何をすることになるのか、実現するとどのような事態が生じるか、できるかぎり具体的に示す



# 代理懐胎禁止の得失と要検討課題

## ■ 公共政策上のメリット(賛成論)

- ・懐胎と出産に伴うリスクと負担を負わせて生まれた子を引き取る契約は公序良俗に反する
- ・引き受け手の女性を道具化し経済的に搾取しかねない点で人の尊厳に反する

## ■ 同じくデメリット(反対論)

- ・公序良俗や人の尊厳に反する、リスクが大きい、というだけでは法律で禁止するだけの根拠とならない
- ・産まずに母になろうとする少数者の利益を規制するには相当の説明責任が求められる

## ■ 検討すべき重要論点

- ・刑罰を科して禁じるのか、契約を無効とするのみでよいか
- ・誰を、どのようなケースを罰するのか
- ・国外実施も罰するか
- ・分娩した女性を母とすると民法に明記するか





# 代理懐胎容認の得失と要検討課題

## ■ 公共政策上のメリット

- ・生まれる子の地位を保護できる
- ・引き受ける女性の権利を保護できる
- ・リスクが大きいからこそ正当な対価を払うべきという考え方もできる

## ■ 同じくデメリット

- ・女性の身体や生まれる子が取引対象とみなされ、人の尊厳が尊重されない状態を惹起する

## ■ 検討すべき重要論点へ一致点を絞れるか？

- ・産んでいない女性を母とする出生届を認めてよいか
- ・育てる意思をどう証明するか
- ・依頼できる人の条件は？
- ・引き受けられる女性の条件は？
- ・子の出自を知る権利をどうするか



# 何もしない(現状維持)ことの得失

- 日産婦学会の会告は機能している、か  
～日本社会特有の「ソフト・ロー」論は支持できるか
- **公共政策上のメリット**
  - ・妊娠・出産と親子関係を直結させる認識の変更を迫られない
  - ・代理懐胎者の子として出生届を出した後に依頼夫婦が特別養子縁組をすることが既成事実として認められる
  - ・政策コストが最小ですむ
- **同じくデメリット**
  - ・代理懐胎による子を特別養子縁組することを家裁が常に認めるとは限らないため、子の身分は不安定となる
  - ・分娩者が母であるとされている現状では、代理懐胎者が子の出産後に子を渡したくなくなった場合、依頼者は子を得られなくなる
  - ・水面下で行われるので問題が生じても可視化しにくい



## 4.【法的土台(2)】～その先の課題

- 人の生命と身体の要素の地位を定める  
～先端医療・研究の対象となる人の生命と身体の要素  
: 遺伝子、精子・卵子、胚、胎児、臓器・組織・細胞  
＝「人」ではない＝法的地位と扱いについて特別に法律を定めなければ、「物」扱いされることになる



\* 既存の臓器移植法、クローン技術規制法では足りない、生命・身体の要素を扱う倫理原則を、どこまで・どのように法制化すべきか **＝残された課題**

臓器以外の人体組織・細胞／生前と死後  
遺伝子、精子・卵子、胚



# 立法を検討すべき事項

## ■ 中核となる倫理原則

同意(いつ、誰から、誰が取るかまで含めて)

無償(売買禁止から知的財産権設定の可否まで)

匿名(個人情報保護／知る権利)

実施施設または実施者の許可制ないし登録制

第三者審査の義務付け





# どのようにルールを定めるか？

- \* 関連法の改正？（死体解剖保存法、臓器移植法、母体保護法など）
- \* 単独の特別法制定？（再生医療法？ 生殖補助医療法？ 人体尊重法？）
- \* 民法総則に新設？（フランス）
- \* 憲法に新設？（スイス、EU／民主党憲法草案）



## 5.【社会的土台】

- 政策形成のための場のつくり方
  - ～フランス調査から
  - 「全国国民会議」＝「コンセンサス会議」よりも徹底した、代表性と双方向性の深い試み
- 「倫理サロン」の提案
  - ～生命倫理関係の国の研究助成費を、個別の研究者に撒くのはやめ、情報の提供と意見の発信・議論ができる開かれた常設の場の設置と維持・運営に費やしてはどうか。
    - \* その場限りのイベントと刊行物にはもう使わない。
    - ～とくに大学内部で完結するだけの「GCOE」を廃して。



# プロジェクト刊行成果一覧

(土台0と2については研究会報告を参照)

- 1. 科学的土台

**政策提言報告書**『生命科学研究の自由と倫理』(2009年4月)

- 3. 法的土台(1)

**研究報告書**『停滞する生殖補助医療の論議を進めるために—代理懐胎は許されるか—』(2010年2月)

- 5. 社会的土台

**ニュース**「命はどこまで科学にゆだねていいのか—アジア初の生命倫理法を制定した韓国から学ぶ」(2008年11月)

**論考**「生命倫理を社会全体の議論にするために—フランス「全国国民会議」調査から考える—」(2009年8月)